

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

石垣市税務課

地方税法第416条第1項の規定により、平成29年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、左記のとおり関係者に供します。

【縦覧期間】平成29年4月1日～5月1日まで
(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分まで

【縦覧場所】石垣市役所税務課(窓口14番)

【縦覧できる方】

石垣市内に土地・家屋を有する納税者(納税管理人)またはその代理人。

【持参するもの】印鑑及び本人等を確認できる書類(運転免許証、保険証又は納税通知書等)。代理人の場合は納税者等本人からの委任状も必要です。

【問合せ先】

石垣市役所税務課資産税係(8719043)

農業簿記講座の受講生募集について

石垣市農政経済課

石垣市農政経済課では、今年も農業者向けに農業簿記講座を行います。

今回も習熟度別に、2つのコースをご用意しております。

【簿記原理コース】

簿記の基礎を、初心者向けにわかりやすく授業を行う講座です。簿記に初めて触れる方や、初心者におススメしています。

【パソコン会計ソフトコース】

パソコンを使って、簿記を実践する授業を行う講座です。簿記経験者や、簿記原理コースを既に受講された方におススメです。

【受講料】無料

【日程】全6回

5月8日(月)～11日(木)・11月7日(火)・8日(水)

【時間】午後13時30分～16時30分

【会場】石垣市役所2階会議室

【お申し込み先】石垣市役所農政経済課(82-1307)

【お申し込み締切】平成29年5月2日

平成29年度 市民防災訓練について

石垣市防災危機管理室

平成29年度市民防災訓練を4月23日(日)に市内全域で実施いたします。

本訓練は、自宅及び職場等から最寄りの避難場所まで避難を行い、地域の危険箇所等の確認・検証を行い、実際の災害時に迅速かつ適切な避難行動ができることを目的として実施いたします。

訓練当日には、防災無線や広報車からサイレンや訓練放送が流れます。

また、携帯電話には訓練メールが配信されますのでご理解とご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

総務部防災危機管理室 8715533

平成29年度 明和天津波遭難者慰霊祭へのご案内

石垣市市民生活課

石垣市では、明和の天津波で遭難された方々のご冥福を祈り、併せて防災意識の高揚を図るため、左記のとおり慰霊祭を執り行います。市民みなさまにおかれましては、お練り合わせのうえ、ご参列を賜りますようお願い申し上げます。

【日時】平成29年4月24日(月)午後三時～

【場所】明和天津波遭難者慰霊之塔(宮良海岸) ☆当日は送迎車両を運行しますのでご利用下さい。(帰りは、逆のコースで運行致します。)

《送迎車両運行コース》

14:00発	石垣市役所
14:05発	八重山平和祈念館前 (マラリア記念館)
14:08発	グリーンランドスポーツセンター前
14:10発	マイツバ御獄前
14:12発	いしなぎ屋前
14:14発	旧石垣ケーブルテレビ前 (登野城二町内バス停付近)
14:18発	石垣SS仲道給油所北側 (4号線沿い)
14:22発	たもとストアー前 [平得]
14:30発	旧大松商店前 (大浜バス停付近)
14:38発	いっぶく食堂前
14:40発	白保小学校前
14:50着	慰霊之塔

平成29年度 親子記者募集のお知らせ

石垣市市民生活課

全国から18組の親子を募集します。今年の夏、実際に長崎に来て平和への取り組みを取材してみませんか。たくさんのご応募をお待ちしています。

【実施場所】長崎市内

【実施期間】平成29年8月8日(火)～11日(金)

【参加費補助】

主催者負担①交通費②宿泊費③取材補助経費

【応募方法】下記ホームページをご覧ください。

【応募締切】平成29年5月8日(月)(当日必着)

【問合せ先】日本非核宣言自治体協議会事務局

☎: 095-844-9923

HPアドレス <http://www.nucfreejapan.com/>

電子メールアドレス info@nucfreejapan.com

「ご存知ですか!」手話通訳者等の派遣について

石垣市障がい福祉課

本市では、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通に支援が必要な障がい者の方に手話通訳者等の派遣を行っています。

【申込み方法】原則、派遣を必要とする日の5日前までに、申請書に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールでお申込み下さい。(緊急時においてはこの限りではありません)

【派遣費用】聴覚障がい者等個人からの申請の場合(病院や面談等)は、原則無料です。

企業や行政、団体等からの申請の場合(講演会やイベント等)は、派遣窓口までお問い合わせ下さい。

《八重山圏域聴覚障がい者緊急通報システム》
緊急時の対応として、手話通訳が必要だと思われる方に関する通報を行う場合は、消防・警察へその旨をお伝え下さい。手話通訳者の派遣も出来るシステムになっています。聴覚障がい者の方も事前に登録すること、ご自身で通報することが出来ます。

◆病気等で救急車等の要請が必要なとき

メール 119 または FAX 119

◆事件・事故等で警察への通報が必要なとき

メール 110 または FAX 110

【登録・問合せ】障がい福祉課電話・FAX: 87-6011